

2003年5月31日(土)

# どらいあんぐる菅生

[http://isweb43.infoseek.co.jp/school/sugao\\_ky/](http://isweb43.infoseek.co.jp/school/sugao_ky/) E-mail: csn@ha.bekkoame.ne.jp

発行: 菅生中学校区地域教育会議  
編集: 広報委員会  
当番校: 碁原小学校 TEL 976-4557  
事務局: コミュニティサポートネット内  
TEL 979-1303 FAX 979-1304

## 臨時総会

# 難産の新規約案が承認されました

2000年(平成13年)6月の総会において、前議長の工藤文比古さんから21世紀にふさわしい地域教育会議を創造するために再生委員会を設置することが提案されました。再生委員会は同年9月22日に第1回目がスタートし、今年1月21日の第21回まで2年半におよぶ討議を行い、この話合いの骨子をもとに運営委員会で規約案を練り、本年4月10日の平成14年度臨時総会に新規約案として提出し、新たに提案された一部を除き承認されました。

会員49名中出席者25名、委任状提出者12名で開催。芝原尚子議長から新規約案の説明の後、質問・提案があり、新規約案の修正を行い、会計の部分を除き全員賛成で承認されました。(新規約案は次ページに掲載)最後に、14年度担当校の宮内碑原小学校校長は「難産であればあるほど産まれた子はかわいいもの。菅生中学校区の新規約を大事にしていきたい。」と。

質問・提案は次のとおり

- ① 1期を2年とするなら、事務局当番校も2年任期としてはどうか?  
◆当番校の仕事としては、主として司会や会場準備といったことである。2年ごとになると次回は4年後となり間隔があきすぎる。現行どおり1年ごとの任期が望ましい。
- ② 規約に「(会計)」の項目を入れてはどうか?  
◆現行では、会計は会計係と事務局で担当し、収支を運営委員会に報告。「会計」に関する条項案を提案者が運営委員会に提出し、検討後総会で図ることとする。
- ③ ◆第4条「…欠員が生じた場合は、補充します。」→「…欠員が生じた場合は、補充します。ただし、残任期間とします。」とする。(次ページ参照)
- ④ ◆第5条4.運営委員会構成委員:「…運営委員長は議長が務める。」→「…運営委員長は議長が務めます。」とする。
- ⑤ ◆第9条「1.この会の事務局をコミュニティサポートネットにおきます。…」→「1.この会の事務局をコミュニティサポートネット事務所内におきます。…」とする。
- ⑥ ◆付則「7.平成15年6月〇〇日改正、同日より施行します。」→「7.平成15年4月10日改正、平成15年6月9日より施行します。」とする。

## お知らせ

### 15年度総会と講演会

日時 平成15年6月9日(月)

18:30~19:30 (総会)

19:30~20:30 (講演会)

会場 菅生中学校金工室

「子どもが育つ地域社会」

~地域教育会議の役割~

総会終了後、『子どもが育つ地域社会』

著者の佐藤一子先生(東大教育学部教

授)による講演があります。一般の方

で参加ご希望の方は事務局へお問い合わせください。

## 住民委員募集

菅生中学校区在住の方。

地域のこと、学校のこと、

大人自身のこと、子ども

たちのよりよい教育につ

いて一緒に考えませんか!

詳しくは事務局へ。

この規約案は、第10条の2（網掛け部分）を除き、臨時総会で承認されたものです。第10条の2は6月9日の総会で討議します。

# 菅生中学校区地域教育会議新規約案



（前文）

教育においては、市民自らが、未来のビジョンを描き計画を立て実行していく活力が強く求められます。子どもの教育には家庭・地域・学校などの教育環境があり、大人の教育には家庭・社会などの教育環境が考えられます。それらの環境を力強く豊かにしていくために、親権者である親または保護者・地域住民・教職員など大人である私たち一人ひとりが、これらすべての教育環境と向き合い、創造し、次の世代を受け継ぐ子どもたちに力強い未来の展望を示すとともに、その実現方法をも提示していく大きな義務と責任があると考えます。

（名称）

第1条

この会議は、「菅生中学校区地域教育会議」と称します。

（定義）

第2条

この会議は、菅生中学校区のあらゆる教育問題を市民の責任において自ら判断し、計画し、実行する団体です。

（目的）

第3条

この会議の目的は、次のとおりとします。

1. 菅生中学校区内の家庭教育、地域教育、学校教育などの教育力を高めるため、生涯学習や総合的な学習の協働化を推進します。
2. 家庭の教育力を高めるために、子育て教育について話し合い、地域住民の合意を創り、そのネットワーク化を進めます。
3. 公立学校を地域住民の文化の中核とし、地域に開かれた学校の実現と教職員の適正な資質向上を図ります。
4. 子どもの意見表明の場の確立と子育て支援活動を進めます。

（構成）

第4条

この会議は、次の委員により構成されます。委員は選出委員および非選出委員をもって構成します。委員の任期は2年とし、再選は妨げないものとします。任期途中で転居・転出などにより欠員が生じた場合は、補充します。ただし、残任期間とします。

1. 選出委員（概ね45名）

どんな活動をするの？ たとえば・・・

生涯学習委員会

社会の中で、子どもたちの占める割合が減ってきてている今、だからこそ大人は子どもたちのことをみんなで考えなければいけないのではないかでしょう。子どもたちにとって、住みにくい世の中になってしまいかねませんか？ その環境をよりよく改善していくのは、私たち大人です。まず、大人である私たち自身が、一人ひとり生きがいを実感できる社会をつくりていくことで、子どもたちの環境をもよくしていくことになるのです。そのためには公共の財産をより活用し、誰かの知恵をみんなのものとするように、誰かの考えをみんなが理解できるように、お互いに学習しあっていかねばなりません。生涯学習委員会はそんな大人たちをサポートします。何を学ぶべきか、どう学んだらいいか、いつも新しいプランを考えています。

地域教育学習委員会

「地域とともに成長する学校づくり」をテーマとしています。地域の小・中学校において、教職員と地域の人たちが共に手を組んで学習活動を進めていくことで、より大きな学習効果を上げられるのではないかでしょうか。学習というのは単に国語や算数という教科の勉強だけではありません。人間としての「生きる力」を養おうとする現代の教育方針においては、私たち地域の人間が果たすことのできる役割はより大きなものになっているのです。ご自分のもっている知識や能力をぜひ学校教育・地域教育に役立てたいと思う多くの方々のご協力をお待ちしています。

情報委員会

自分の考え方で行動するというのは、人間だけが持つ大切な能力です。地域教育においても自らの考え方で行動していくことは重要なことです。そのためには地域や学校の情報を少しでも速く正確に伝える必要があります。情報を伝えることの危険性も同時に考慮しながら、「ここに訊けば何でもわかる」と言われるように、広報紙・ホームページなどさまざまな方法で情報伝達をしていきます。地域教育情報の集中管理基地が目標です。

公開をします。

4. 運営委員会

各委員会が本会議の目的を速やかに実現するための環境整備、支援体制のバックアップ、予算管理などを含めた運営管理をします。さまざまな教育課題に対する研究・提案などの必要に応じた特別委員会を設けることができます。

構成委員：議長・副議長・各委員長・事務局長および非選出委員で構成され、運営委員長は議長が務めます。

（組織図） ⇒右下図

（議長・副議長）

第6条

1. この会議には、委員の互選による議長1名および副議長2名を置きます。ただし教職員は除きます。
2. 議長および副議長の任期は2年とします。ただし再任は妨げません。
3. 議長は会議を主宰し、これを代表します。
4. 副議長は議長を補佐し、議長が事故あるときまたは議長が欠けたときは、その職務を行います。

（会議の招集）

第7条

1. この会は、総会・各委員会、臨時総会および臨時委員会とします。
2. この会の期間は2年とし、6月から翌々年3月までとします。
3. 総会は1期間3回とし、6月年度総会、翌年6月中旬総会、翌年3月説明総会とします。
4. 委員定数の半数以上の要請があったとき、または議長が緊急の必要があると認めた場合に、臨時総会および臨時委員会を招集します。
5. この会議は議長が招集します。

（議事および議決）

第8条

1. この会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことはできません。
2. この会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決することを原則としますが、可否同数のときは、議長の決するところとしま

す。その場合も、議長は両者の意見を十分聞いて決するものとします。

3. 多数決になじまないもの、少数意見を大切にしなければならないものについては、十分な議論を尽くして委員の納得を得ることとします。

（事務局）

第9条

1. この会の事務局をコミュニティサポートネット事務所内におきます。また、窓口事務局は1年ごと3校で、輪番とします。
2. 事務局長の選出は、委員の互選によります。また、事務局員は若干名とします。

（経費・会計）

第10条

1. この会議の運営に関する経費は、川崎市の委託料をもって充てることとします。またその他の収入源から充てることもできます。
2. 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、会計は事務局が担当します。会計監査は担当校教頭がこれを行います。

（規約改正）

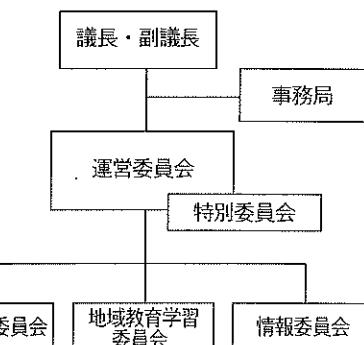
第11条

1. この規約は、総会および臨時総会において、委員定数の過半数の同意がなければ改正できません。

付 則

1. この会議の運営上必要ある場合は、総会または臨時総会の議決を経て細則を設けることができます。
2. この規約は、平成6年6月30日より施行します。
3. 平成7年6月15日一部改正、同日より施行します。
4. 平成10年6月18日一部改正、同日より施行します。
5. 平成12年6月14日一部改正、同日より施行します。
6. 平成13年7月7日一部改正、同日より施行します。
7. 平成15年4月10日改正、平成15年6月9日より施行します。

組織図



## シンポジウム

「樂しむ力」が伸びる秘訣なの?  
 「学ぶ力」が伸ばす秘訣?  
 学力の低下がささやかれ、  
 学力の差が拡大されつつあります。  
 学力とは何なのか? 考えてみませんか…

# 樂力が学力か?学力が樂力か?

生涯学習委員会では14年度の活動として、教育のさまざまな現場で活躍する方々を招き、「生きる力になる学力って何?」について考えることにしました。2月15日(土)に菅生分館で開催されたシンポジウムのおもな内容をお知らせします。

生涯学習委員会主催

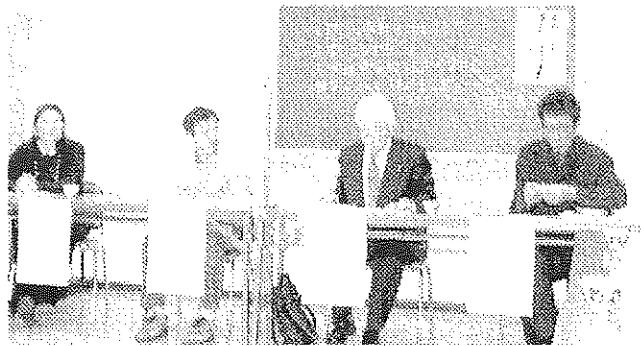
## パネラー

社団法人全国学習塾協会会長  
フリースクール「僕んち」代表  
元小学校教諭

石井正純  
高橋 徹  
新村匠子

コーディネーター  
生涯学習委員

工藤文比古



石井氏：本当の学力というのは、文部科学省が言っている「生きる力」であろう。実感として学力は落ちている。親は子どもの学力について、少数や分数の計算ができるかどうかを確かめることができたが、教師と同じにならないこと。現場の教師は授業を工夫し、“わかる喜び”を子どもに与える力量が必要。小学生1人に付き税金が年間100万円かかるなどを念頭に学校に意見を言いながら地域ぐるみで学校を育てあげること。子どもと同じ立場で考えることによって子どもは居場所ができる。

高橋氏：最近の子どもは学ばされすぎて、本当に学びたいという自分の気持ちが入り込む隙がなくなっていることと同時に遊ぶ力も低下している。社会全体も学ぶ・遊ぶのエネルギーを落としているのでは。学ぶ力が遊ぶ力、生きる力につながる。子どもがやりたいことがあったら、たとえそれが勉強でなく、ゲームや遊びであっても、肯定的に一緒にやって喜んであげることが大切。学びと遊びは逆のこととして大人がとらえてしまうことが子どもの芽をつんでしまう。自分が肯定されていることがいろんなことを伸ばしていくチャンス。自分の中の価値を育てず、外部からの評価だけで自分を安心させてきた人は負け組みを蔑視するような人間になってしまふかもしれないし、逆に挫折しやすい面もある。大人自身が楽しく生きているか自分自身に目を向けてみると、子どもの生きる力を信じることができるかどうかが問われる。

新村氏：福祉や国際交流などといった私たちが子どもの時には知りえなかった世界を今の子どもたちは知っている面もある。杉並では子どもと共に作り上げていくという取り組みをしてきた。子どもが興味を示したことはどこまでもやっていくようにしている。教師の力をつけるためにお互いに工夫しあい、教えあったり、公開授業で刺激しあうようにしている。基礎学力を向上するには家庭で情緒的なものをきちんと育てることが大切と思う。また、情報収集する力が必要なので、社会は子どもにもきちんと情報を提供できるようにしなければならない。

参加者からの「教師は子どもが理解しているかどうかはテストしなくてもわかるはず。なぜテストがあるのか?」という質問に対し、「テストがあるとテストのための勉強になる」「教師の参考資料となる」「子どもにどのくらい知識が入ったか、どれだけ教えることができたかの判断材料となる」「親が日常的に子どもをよく見ていれば、漢字が書けないと九九ができないなどは気がつく」などという意見が出された。また、「子ども時代につまらない授業をがまんして聞いたり、ほかのことをやっていた。学校では最低限のことだけ教えてもらい、あとは好きなことに時間を使えるようなシステムになってほしい」といった意見も出された。パネラーそれぞれの貴重な意見を聞き、参加者も全員が意見を出し合うことができ、ほんとうの学力について深く掘り下げて考える機会となった。